

ヲ担当ス

(4) 大会ニ於テハ議決ノ豫選

（一）改組委員会

（二）改組委員会

(5) 代表員ヲ考加セシムルハ其組合ノ資格

五十名以上ノ會員ヲ有スル組合ニシテ其

条件ノ維持改善ニ社会改造ヲ目的トスル

職業的又ハ産業的勞働者ノ關与關係スルコ

ト

(6) 大会出席代表員タルノ条件

代表員ヲ出シ得ル其組合員スルコト

統聯合規約原案

第一章 総則

第一條 本聯合ハ日本労働組合聯合會ト稱シ本部

ヲ東京ニ置ク

第二條 本聯合ハ五十名以上ノ會員ヲ有スル所

屬条件維持改善ニ社会改造ヲ目的ト

スル職業的又ハ産業的勞働者ノ關与關係

スルヲ以テ組織ス其同一産業又ハ同一

職業組合ニ以テ加盟スル代ハ地方的又

ハ全國的職業別ハ産業別聯合ヲ組織

スルヲ原則トス

第三條 本聯合ハ加盟各組合ノ自治權ヲ侵スコ

トシ得ズ

第四條 本聯合ノ目的ハ左ノ三項トス